

27年から
こう変わる！

相続・贈与税改正のポイントとお客様への影響

税理士法人おおたか
税理士

木村 英幸

平成27年からの相続・贈与税の主要改正ポイントと、どんなお客様に影響があるかを解説する。

図表2 相続税の税率

課税価格	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—	10%	—
1000万円超～3000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3000万円超～5000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下			50%	4,200万円
6億円超	50%	4,700万円	55%	7,200万円

図表3 贈与税の計算方法

(課税価格－基礎控除額(110万円))×税率－控除額

図表4 贈与税(暦年課税)の税率

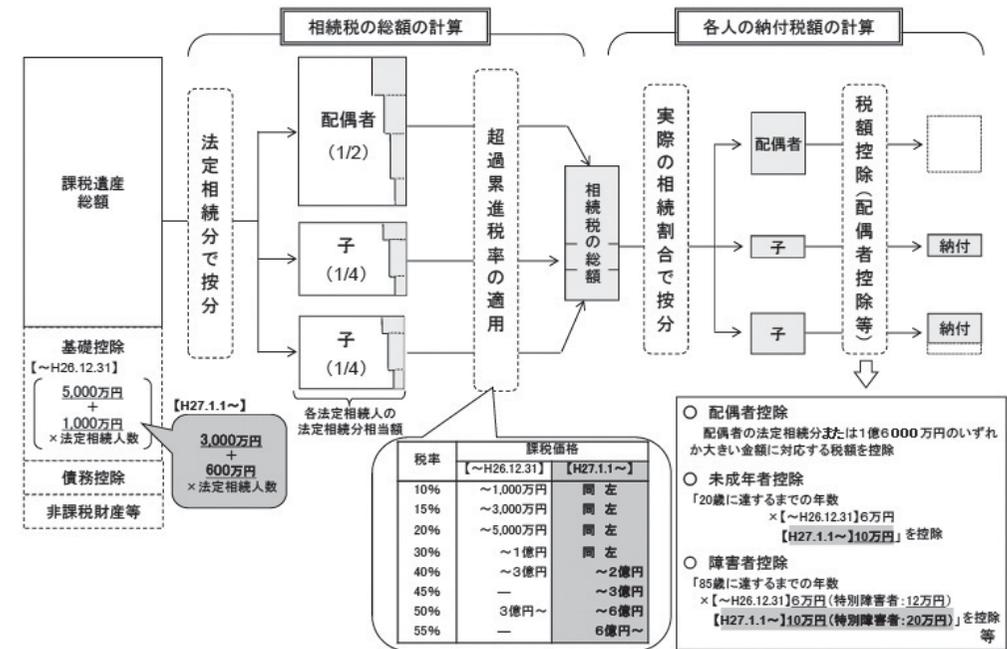
基礎控除後の課税価格	現行		改正後			
	税率	控除額	①特例税率 (特例贈与財産)	控除額	②一般税率 (一般贈与財産)	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円			20%	25万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
600万円超～1000万円以下	40%	125万円	30%	90万円	40%	125万円
1000万円超～1500万円以下	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
1500万円超～3000万円以下			45%	265万円	50%	250万円
3000万円超～4500万円以下			50%	415万円	50%	415万円
4500万円超			55%	640万円	55%	400万円

- 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者が、直系尊属(両親、祖父母)から贈与された財産に係る贈与税の税率構造(特例贈与)
- 上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造(一般贈与)

図表5 同一年中に特例贈与財産と一般贈与財産を取得した場合の計算方法

贈与税額＝①＋②	
一般贈与財産に対応する金額：a×(A/C)…①	
特例贈与財産に対応する金額：b×(B/C)…②	
A：一般贈与財産の価額	a：合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額
B：特定贈与財産の価額	b：合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額
C：合計贈与価額(A+B)	
(A、B、Cは、課税価格の基礎に算入される価額)	

図表1 相続税の計算方法



※財務省資料

① 相続・贈与税率

今回の相続税の税制改正における大きなポイントは、①最高税率の引上げ、②基礎控除の大幅引下げの二つである。相続税の税率については、速算表(図表2)のとおり。改正によって1億円超の税率が細分化され、2億円超の課税対象額には45%、6億円超の課税対象額には55%の税率が課税されることとなり、財産が多い人ほど改正の影響が大きくなる。

また、1億以下の税率に変更はないが、基礎控除額の大幅な引下げによって、改正前に比べて課税価格により高い税率が適用される可能性はある。これは、相続税の計算構造が法定相続分課税方式である点と税率構造が超過累進税率である点に関係している。

つまり、今まで適用税率が低い家庭であっても、基礎控除額の引下げで課税遺産総額と各法定相続人の取得金額が増え、適用税率も上がってしまう。

贈与税率は2種類に改正

一方、贈与税(暦年課税)の税率

率については、今回の改正で、①親や祖父母(直系尊属)から子や孫(20歳以上)への贈与(特例贈与)と、②そうでない一般の贈与(一般贈与)で速算表(図表4)のとおり異なる税率に改正される。

いずれも基本的には減税であるが、特に特例贈与については、大幅な減税となる(贈与額から基礎控除を差し引いた後の課税価格が、特例贈与については8300万円(税額3925万円)、一般贈与については3500万円(税額1525万円)を超える場合には、現行の税額より改正後の税額のほうが多くなる)。

これは、高齢者の保有する財産を現役世代に早期に移転するための措置であり、相続税率と暦年課税の贈与税率の税率差を比較し、生前贈与を上手に活用することによって、改正後の相続税負担を減らせるだろう。

なお、同一年中に特例贈与財産と一般贈与財産を取得した場合の計算方法については、算式(図表5)のとおり注意が必要である。